件 名	松前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例
主管課	保険課
関 係 課	
改正対象	松前町国民健康保険条例(昭和40年4月1日公布松前町条例) 松前町介護保険条例(平成12年松前町条例第17号) 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年松前町条例 第15号)
根拠法令等	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)
改正理由	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)により、新型コロナウイルス感染症の定義が改められたため、所要の改正を行う。
改正の主な内容	各条例中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。
施行日	公布の日
【その他参考事項】	